

事業者の皆様へ ～ 発注者の綱紀粛正に ご協力をお願いします ～

入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)※を知っていますか？
職員が以下の行為に関わることは、**法律で禁止**されています。

※ 入札談合等関与行為防止法:「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

①談合の明示的な指示

- ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者調整を指示

②受注者に関する意向の表明

- ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、または示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

- ・予定価格の漏えい、推測できる情報の教示、示唆
- ・公表前の発注情報(入札実施予定)の教示、示唆
- ・入札指名業者の教示、示唆
- ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の幫助

- ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
- ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の発注(分割発注)、参加資格の設定

違反した職員は、賄賂を受け取らなくても、5年以下の懲役 または 250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分(免職など)など、となります。

箕輪町では、発注事務に関する町民の信頼を確保するため、
「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、執務室の入口近くの職員へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

②事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応するようにします。

③不当な働きかけがあった場合の対応

- ・不当な働きかけとは、予定価格を聞き出す行為、入札参加業者を聞き出す行為、技術評価点を聞き出す行為、公表前の発注情報等を聞き出す行為などです。
- ・不当な働きかけがあった場合は、事業者名(氏名)、内容等を記録し、警察等関係機関又は公正取引委員会への通報や指名停止など、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることがあります。

○物品の贈与等は固くお断りします。

利害関係者のある事業者の皆様から、金銭・物品の贈与・酒食等のもてなし、車での送迎などサービスの提供を受けることは、固くお断りいたします。令和8年度中に(仮称)箕輪町職員倫理規程を制定いたします。

<問い合わせ先>

箕輪町役場 総務課 電話 0265-79-3144 (直通)、企画振興課 電話 0265-79-3152 (直通)

令和8年7月 作成